

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月28日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 尾張旭市東大道町原田2600番地1 氏 名 尾張旭市 尾張旭市長 柴 田 浩 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 (0561)51-3322	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	尾張旭市西部浄化センター
事業場の所在地	尾張旭市庄中町一丁目4番地6
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	36 水道業
②事業の規模	
③従業員数	11人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	下水道終末処理施設 下水 → 汚泥(下水汚泥) 汚泥(し渣・沈砂) 添付資料 別添1 処理フロー図(産廃発生フロー)、別添2 一般平面図(配置図)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
尾張旭市浄化センター組織図			
上下水道部 ——— 浄化センター ———			
		東部浄化センター	浄化センター 維持管理業者
		西部浄化センター	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥（し渣・沈砂）
	排 出 量	71,542 t	2 t
	(これまでに実施した取組) ・ 平成13年1月から汚泥処理を開始し、下水道の整備が進むとともに年々流入量が増加し、汚泥発生量は増加傾向である。 ・ 今後も下水道整備の普及に伴い発生量が増加することは避けられないため、中間処理による減量化を進める。 ・ 平成18年より下水汚泥のセメント原料化と肥料化による再資源化処理へ切り替えたことで、埋立て処分による最終処分量は大幅に削減された。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥（下水汚泥）	汚泥（し渣・沈砂）
	排 出 量	91,200 t	3 t
	(今後実施する予定の取組) 適切な濃度管理と発生量の把握を行い、汚泥性状に合わせた処理薬剤の選定と脱水機運転による中間処理を行う。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 平成18年度より脱水汚泥とし渣・沈砂は分別処理を行っている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(下水汚泥)	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	69,016 t	—
	(これまでに実施した取組) 適切な汚泥の引抜き管理を実施しました、令和2年2月より新たな脱水機での運転も開始し含水率を下げることを重視した脱水機の運転により減量化を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(下水汚泥)	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	88,100 t	—
	(今後実施する予定の取組) 自己中間処理では汚泥を脱水するにあたり、脱水前の汚泥性状の的確な把握と、適切な処理薬剤の選定、脱水機運転方法の設定を行う。		

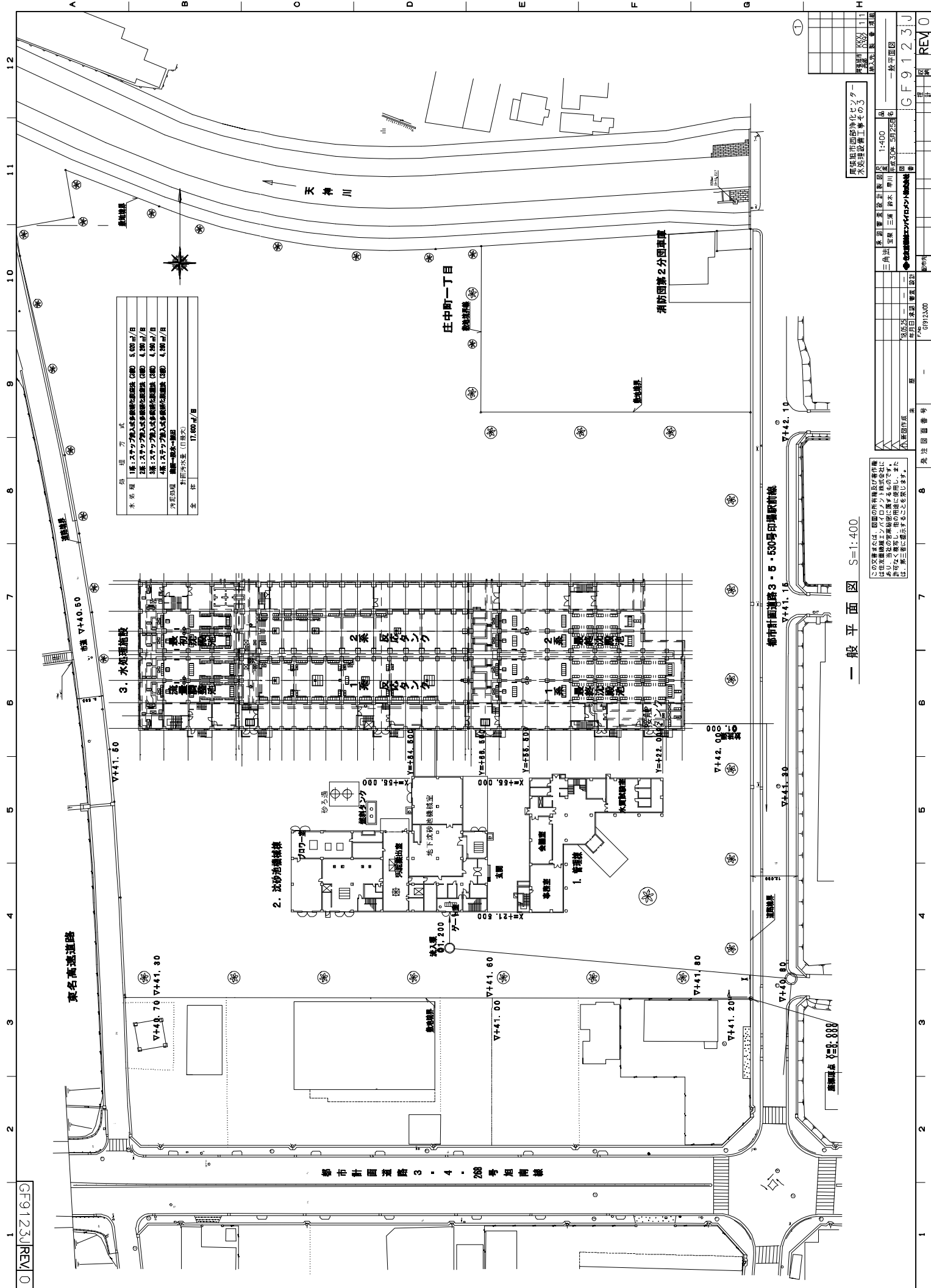
(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(下水汚泥)	汚泥(し渣・沈砂)
	全処理委託量	2,526 t	2 t
	優良認定処理業者への処理委託量	510 t	2 t
	再生利用業者への処理委託量	2,526 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自己中間処理により脱水した下水汚泥については、再資源化施設を有する産業廃棄物処理業者に処理を委託し、セメント原料化と肥料化及び燃料化による再資源化を行った。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥(下水汚泥)	汚泥(し渣・沈砂)
	全処理委託量	3,100 t	3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	750 t	3 t
	再生利用業者への 処理委託量	3,100 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>自己中間処理により脱水した下水汚泥については、引き続き再生利用業者への全量委託を継続して行う。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



処理方式	
1. スカッフ入込式多相酸化反応装置 (2機)	5,000 m ³ /日
2. スカッフ入込式多相酸化反応装置 (2機)	4,200 m ³ /日
3. スカッフ入込式多相酸化反応装置 (2機)	4,200 m ³ /日
4. スカッフ入込式多相酸化反応装置 (2機)	4,200 m ³ /日
汚泥処理	固液分離機
全体	処理能力 (日最大)
	17,600 m ³ /日

都市計画道路 3 - 4 - 288 号 相南線

都市計画道路 3 - 5 - 530 号 印場駅前線

一般平面図 S=1:400

この図書等は、図中の所有権及び著作権の表示がある限り、当社の営業活動にのみ使用し、また許可なく複製し、他の用途に使用し、または第三者に提供することをお断りします。

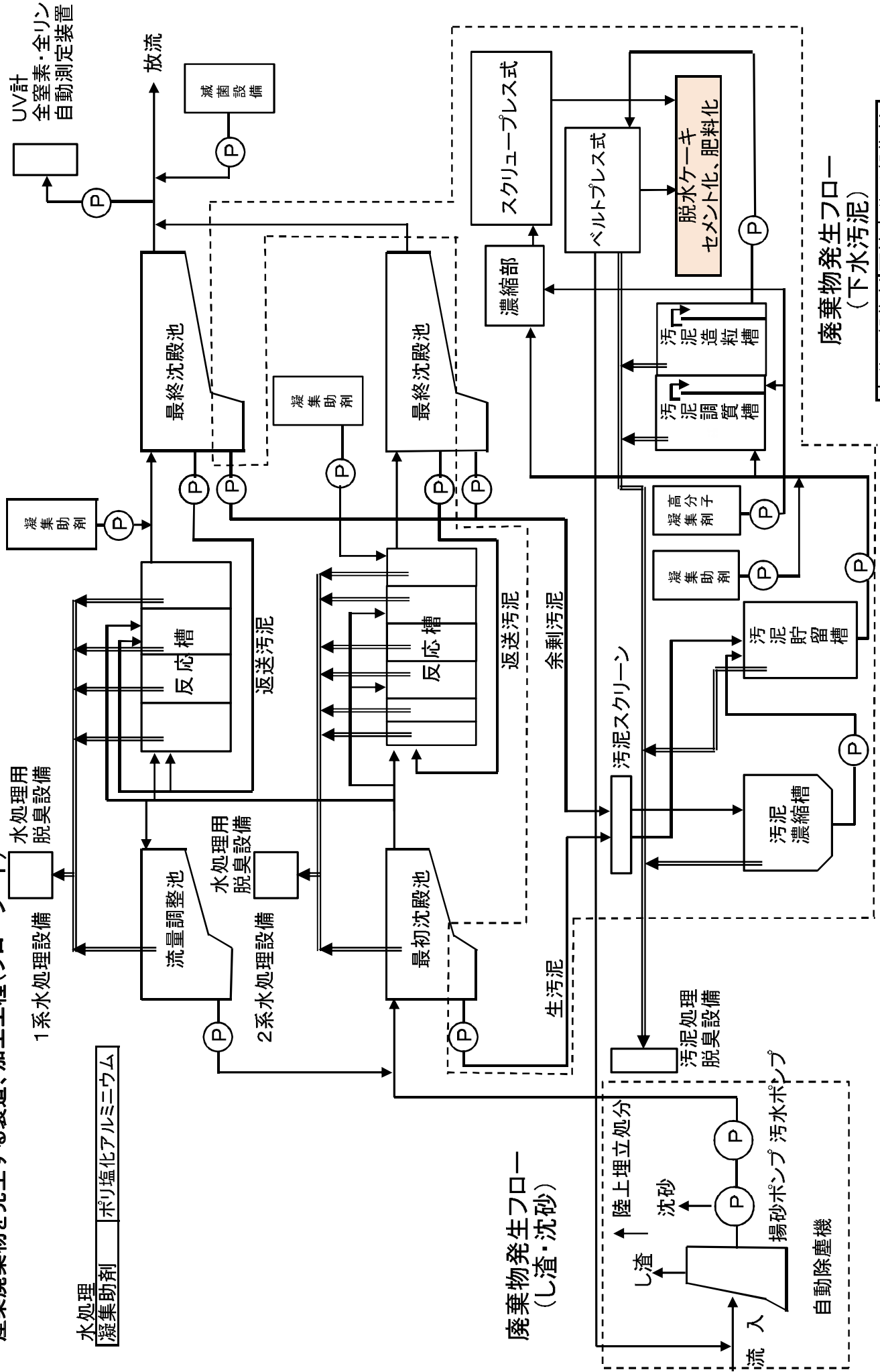
東名相模原道路浄化センター
水処理設備工事一式

図面番号	KKK111
図面名称	水処理設備工事一式
縮尺	1:400
作成者	田中 三郎
承認者	田中 三郎
図面種類	一般平面図
プロジェクト名	GF9123J
シート番号	REV 0

GF9123J REV 0

排出事業所産業廃棄物発生工程状況報告書 西部浄化センター
産業廃棄物を発生する製造、加工工程(フローシート)

製造、加工品名 汚泥(脱水ケーキ)



高分子凝集剤 両性高分子凝集剤
凝集剤 ポリ硫酸第二鉄

廃棄物発生フロー
(し渣・沈砂)

廃棄物発生フロー
(下水汚泥)